

○かほく市スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金に関する規程

平成16年3月1日

教育委員会告示第1号

（目的）

第1条 この告示は、市内に居住する社会体育を実践する者又は実践しようとする者に對し、各種資格取得を奨励することにより社会体育の実践者としての資質を向上させ、社会体育の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において「スポーツ資格」とは、別表に定めるものをいう。

（受給資格）

第3条 スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金（以下「奨励金」という。）を受けることができる者は、市内に居住し、スポーツ資格を有する者（以下「受給資格者」という。）とする。

（登録申請）

第4条 奨励金の支給を受けようとする受給資格者は、かほく市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し奨励金受給資格の登録を申請し、認定を受けなければならぬ。

2 前項の規定による登録申請は、スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金受給資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）に、その資格を証明する書類を添えて教育委員会に提出して行うものとする。

（情報の公開）

第5条 教育委員会は、市内の体育団体、サークル等の求めに応じ、スポーツ資格を有する指導者を紹介することができる。ただし、指導者との交渉は、体育団体、サークル等が自主的に行うものとする。

（審査、認定等）

第6条 教育委員会は、認定申請書を受理したときは、これを審査し、奨励金の受給の可否を決定する。この場合において、認定したときはスポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金受給資格認定通知書（様式第2号）を、却下したときはスポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金受給資格却下通知書（様式第3号）を、申請者に対し交付するものとする。

（奨励金の額）

第7条 奨励金は、単年度1資格について支給するものとし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出した額とする。この場合におい

て、算出した額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(1) 新規に取得したスポーツ資格に係る奨励金 新規登録料の10分の5に相当する額。ただし、10,000円を限度とする。

(2) 更新したスポーツ資格に係る奨励金 更新登録料の10分の5に相当する額。ただし、10,000円を限度とする。

(支給申請)

第8条 奨励金の支給を受けようとする者は、スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金支給申請書・請求書（様式第4号）に該当する資格登録料の支払を証明する書類を添えて教育委員会に提出し、申請するものとする。

(資格の選択)

第9条 スポーツ資格を複数取得する受給資格者は、前条の規定による支給申請時にその一つを選択するものとする。

(請求の時効及び支払期間)

第10条 奨励金の請求の時効は、当該資格登録料の支払のあった月の翌月から起算して12箇月とする。

(資格喪失)

第11条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事実のあったときから受給資格を喪失するものとし、教育委員会は、その者に係る第4条の登録を抹消する。

(1) 死亡したとき。

(2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において奨励金の支給を適当でないと認めたとき。

(変更の届出)

第12条 奨励金の受給資格の認定を受けた者は、受給資格を喪失するに至ったとき又は受給資格に変更が生じたときは、スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金受給資格変更届出書（様式第5号）により速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の宇ノ気町スポーツ公認審判員（指導員）資格取得奨励金に関する規程（平成7年宇ノ気町訓令第1号。以下「合併前の訓令」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の訓令の規定により認定を受けた奨励金受給資格に係る奨励金の支給については、なお合併前の訓令の例による。

附 則（平成19年3月29日教育委員会告示第6号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 主たる指導者資格

種類	養成機関
地域スポーツ指導者	文部科学省
競技力向上指導者	文部科学省
スポーツ指導員	（公財）日本体育協会、（公財）石川県体育協会・加盟競技団体
スポーツトレーナー	（公財）日本体育協会・加盟競技団体
レクリエーション指導者	（公財）日本レクリエーション協会
サイクリング指導者	（公財）日本サイクリング協会
オリエンテーリング指導員	（公社）日本オリエンテーリング協会
フォークダンス指導員	（公社）日本フォークダンス連盟
水泳指導管理士	（公財）日本体育施設協会
トレーニング指導士	（公財）日本体育施設協会
体育施設整備士	（公財）日本体育施設協会
体力相談士	（公財）日本体育施設協会
スポーツ少年団認定育成員	（公財）日本体育協会
スポーツ少年団指導員	（公財）日本体育協会
体力テスト指導員	（公財）日本体育協会
体力テスト判定員	（公財）日本体育協会
キャンプ指導者	（公社）日本キャンプ協会
スポーツドクター	（公財）日本体育協会
スポーツプログラマー	文部科学省

レクリエーションに関する指導者	文部科学省
少年スポーツ指導者	文部科学省
公認クラブマネジャー	(公財) 日本体育協会
公認アシスタントマネジャー	(公財) 日本体育協会

2 その他のスポーツ資格 別に定める。